

# 令和7年度市民後見人養成研修業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度市民後見人養成研修業務委託

## 2 目的

本事業は、県内における成年後見制度の利用促進のため、市民後見人養成研修を実施し、制度の理解普及と後見人の担い手を確保することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 業務の内容

### (1) 業務スケジュールの作成・提出

変更が生じた場合には、随時県に協議の上修正し、再提出する。

### (2) 市民後見人養成研修

#### ア 業務内容

##### ①研修前

- ・ 日程調整
- ・ カリキュラムの作成
- ・ 開催案内（市町村への周知）
- ・ 申込の受付
- ・ 申込に関する問い合わせの対応
- ・ 受講者名簿作成
- ・ 研修資料の作成
- ・ アンケート項目作成（研修の感想等のほか、成年後見に関する課題意識等）、アンケート票作成

##### ②研修実施、研修後

- ・ 運営全般
- ・ 参加者へのアンケート配布、回収
- ・ 研修の収録
- ・ 出席状況取りまとめ
- ・ 講師に対する報酬や交通費、オンライン会議ツールライセンス等の支

払い

- ・研修動画の納品
- ・回収したアンケート票の集計、分析
- ・修了者名簿作成

## イ 研修概要

### ①対象者

県内に在住しており、市民後見人として活動する意思のある者

### ②開催時期

令和7年10月から令和8年3月までに開催すること

### ③開催方法

対面、オンライン、動画配信等

### ④募集人数

100人程度

※上記人数を上回った場合は、県と協議の上、可能な限り受講枠を増やすこと。

### ⑤カリキュラム

令和6年3月 特定非営利法人地域共生政策自治体連携機構において示された市民後見人養成のための基本カリキュラムに基づき、市民後見人として後見業務を円滑に実施できるように、十分な知識を習得できる内容とする。

(必要テーマ) 市民後見概論、意思決定支援、対象者理解、  
成年後見制度の基礎、民法の基礎、関係制度・法律、  
市民後見活動の実際、対人援助の基礎、家庭裁判所の役割

## 5 個人情報保護

- (1) 本事業を実施する過程で知り得た個人情報は、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。
- (2) 受託者は、本事業の実施の際に得られた情報等に関し、事業終了後も含め、守秘義務を徹底しなければならない。

## 6 留意事項

- (1) 受託者は、業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。
- (2) 受託者は、事業の実施に当たっては県と詳細を協議するとともに、事業の実施に支障が生じるような場合は、速やかに県と協議を行い、改善策を検

討すること。

- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 県が受託者を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。